

地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金の使用が過大

1 件 不当金額(支出) 10億2421万円

1 交付金の概要

地域医療再生臨時特例交付金は、平成23年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱等に基づき、東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県及び茨城県(以下「被災県」)のうち甚大な被害を受けた地域における医療提供体制の再構築に向けて策定する医療の復興計画及び地域医療再生計画に基づく事業等を支援するために、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を国が交付するものである(造成された基金を「地域医療再生基金」)。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理要領」)に基づき、医療の復興計画等の範囲内で、必要に応じて、地域医療再生基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」)に必要な経費を地域医療再生基金から取り崩すなどして、基金事業を実施する事業主体に対して助成している(地域医療再生基金から取り崩すなどして助成したものを「助成金」)。

そして、同省は、管理要領により、被災県における基金事業のうち、地域の医療提供体制の再構築のために、医療の復興計画等に基づき実施する事業については、完了期限を27年度末までとしていたが、その後見直しを行い、「地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針について」により、基金事業の完了期限を、同年度末までに開始した設備整備及びソフト事業については、最大で29年度末までに延長するなどしている。また、管理要領によれば、都道府県は、事業主体が行う基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等に関する助成要綱を定めることとされており、このうち宮城県が制定した地域医療復興事業補助金交付要綱等によれば、事業主体が事業を完了したときは知事の実績報告書を提出しなければならないことなどとされている。

2 検査の結果

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会(以下「協議会」)は、29年度に既存電子カルテ等のデータを協議会のデータセンターにアップロードするなどの基金事業を実施するために、複数の請負業者と計149件の請負契約を締結していた。そして、協議会は、同年度内に上記の請負契約が全て完了したとして、これらを助成金の交付対象経費に含めて宮城県に実績報告書等を提出し、助成金計21億3873万円の交付を受けていた。

しかし、上記請負契約のうち42契約(契約金額計10億2421万円、助成金交付額同額。以下「本件基金事業」)については、同年度末までに完了していなかったにもかかわらず、協議会は、同年度内に全ての請負契約が完了したとして、虚偽の実績報告書等を同県に提出していた。そして、本件基金事業のうち、8契約については、その後業務の一部を取りやめており、21契約については、30年10月の会計実地検査時点においても業務が完了していなかった。

したがって、本件基金事業は助成金の交付対象とは認められず、これに係る協議会への助成金10億2421万円(交付金相当額同額)が同県の地域医療再生基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
厚生労働本省	宮城県	一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会	地域医療再生臨時特例交付金	平成29	円 21億3873万	円 21億3873万	円 10億2421万	円 10億2421万	補助の対象外